

地方の元気再生事業について

平成20年度予算編成の基本方針(平成19年12月4日閣議決定)(抄)

I 安定した経済成長と改革の推進

1 成長力強化に向けて

(地方の自立と再生)

地方の元気が日本の力である。地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に基づき、地方の声に耳を傾け、地方の再生に取り組むこととし、「地方再生戦略」(平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承)に基づく施策や地域力再生機構の創設等の施策を推進する。

III 「希望と安心」の国に向けた予算の重点化・効率化

2 地方の自立と再生

(地方再生)

内閣に置かれた地域活性化統合本部会合を中心に、「地方再生戦略」に基づき、省庁・施策横断による総合的な支援を行う。そのため、内閣官房地域活性化統合事務局に地域ブロック別担当制を導入し、相談段階から支援の実施まで一貫してフォローする。支援に当たっては、地域の創意工夫や発想に基づく自由な取組の立ち上げを包括的に支援する「地方の元気再生事業」を創設し、これを契機とする等により、各省庁の支援策を有機的に連携させ、総合的な支援を推進する。具体的には、地方の課題を現場からの視点で「地方都市」、「農山漁村」、「基礎的条件の厳しい集落」の3類型に分けてとらえ、①生活者の暮らしの確保(医療、福祉、居住、安全確保、環境保全、公共交通、情報通信基盤等)、②地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興(地域資源活用、新産業創出・新規企業立地、農商工連携、農林水産業・建設業・中小企業の再生等)、③地域内外にわたる交流を通じた地域の発展(観光、二地域居住、幹線交通等)という3分野を柱に、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野を含めて施策を体系化し、一体的な施策展開を図る。

第2 地方再生の総合的推進

2 政府一体となった総合的な支援の推進

政府としては、内閣官房を中心に従来から都市再生、構造改革特別区域、地域再生及び中心市街地活性化の取組をこれまでも進めてきており、今年度においても、民間の発意を起点とする取組を後押しする方向への転換の第一歩として、雇用情勢の厳しい道県を対象に追加支援を緊急かつ総合的に実施する「地方再生モデルプロジェクト」を推進している。

しかしながら、地域の創意工夫や発想を「起点」にする考え方を実践していくためには、地域活性化統合事務局が中心となった一元的な相談窓口体制の下で、地方の声を十分に反映させる道筋をより明確化していくための取組を強化する必要がある。

このため、平成20年度には、地域の住民や民間団体の創意工夫や発想を起点にしたプロジェクトを立ち上がり段階において支援する新たな取組として「地方の元気再生事業」を創設する。この事業は、省庁横断・施策横断の視点に立って、地域の自由な取組に対しての包括的な支援を実施するものであり、国が基準をあらかじめ設定するのではなく、地域の声にもまず真摯に耳を傾けることを出発点とする方向へ、政府として大きく舵を切ることを基本とするものである。

また、各省庁においても、以下に例示するように省庁横断的・施策横断的な取組を進めてきているが、今般新たに導入する「地方の元気再生事業」は、各省庁による地方再生の取組の方向性を定めていく上で「触先」としての機能を果たすものである。

ブロック別担当参事官が、この事業の推進と各省庁における地方再生の取組相互の有機的な連携に向けて、地方の声を受け止めながら役割を発揮する中で、政府を挙げての総合的な支援を推進する体制を整えていくこととする。

なお、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定については、上記体制の下で一体的に取り組むものとする。

※下線は説明用に付したものの。

3「地方の元気再生事業」の推進

平成20年度において創設する「地方の元気再生事業」は、上記のとおり地方再生の総合的な支援の一環として行われるものである。この事業は、地方再生の取組を進める上で最大の隘路となるプロジェクトの立ち上がり段階を対象として、これまで包括的・総合的な支援が必ずしも十分になされてこなかった、専門的な人材の派遣、社会実験の実施などのソフト分野を中心に、国が集中的に支援を行う。この事業の特色は、以下のとおりである。

- ・予め国がメニューを示すことは止め、民間主体を中心とする地域からの提案に柔軟に対応する。
- ・プロジェクトの熟度を高めるためのいわば立ち上がり段階において、地域の合意形成やプロジェクト検討のための民間を中心とする活動(地域づくりの専門家派遣や社会実験等を中心に、その他シンポジウム、説明会等の実施など)について、国は包括的かつ集中的に支援する。
- ・立ち上がり段階での支援を行うためのプロジェクトを選定する段階において、地域の実情を熟知した第三者の目を入れる。
- ・立ち上がり支援期間終了時には、改めて第三者の目を入れてその実績を評価し、支援の継続及び計画の成果を判断・公表する。

※下線は説明用に付したものの。

地方の元気再生事業の展開イメージ

地方再生の取組を進める上で最大の隘路となるプロジェクトの立ち上がり段階を中心として、専門的な人材の派遣、社会実験の実施などのソフト分野を中心に国が集中的に支援。

地域産業振興



起業セミナーの開催等による人材育成

地元の資源を活かした観光振興



体験型観光の運営

農林漁業振興



地場特産品の開発・販売支援

地域からの提案に基づく幅広い取組を後押し

大学と地域との連携



大学と地場産業・生産農家等が連携した人材養成・起業支援

高齢者に対する福祉・介護サービス



高齢者のための移動手段サービスの提供

まちづくり・都市機能向上



集客施設の運営・イベント開催等

生活交通の確保



デマンドバスの実験運行